

送水管理センターほか 伝送システム更新維持事業
総合評価にかかる評価項目及び評価基準

(資料3-1)

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
No.	分類	提案項目					
1	伝送システム	構成	本事業で構築する伝送システムの全体構成について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>ア)①全体構成図 ②構成機器一覧表(数量、仕様及びその選定理由を明記) イ)拡張性・互換性 現在は、施設毎のミニグラフィックパネル(MGP)監視操作卓(監視操作装置)により施設の監視制御を行っている。将来、監視操作装置を集約し、どの装置からでも監視制御を可能とするシステム(メーカーは限定しない)にした場合の接続構成と伝送システムに必要な改修内容。</p> <p>※情報伝送設備の改修内容で評価する。</p>	5	<p>A : 情報伝送設備のハードウェアの改修が不要な場合 (5点) B : 情報伝送設備のハードウェアの改修が必要な場合 (2.5点) C : 情報伝送設備の更新が必要な場合 (0点)</p>	様式 別紙2-1
2		機能	伝送システムの応答速度を向上させる提案を求める。	<p>要求水準書の表7で示す伝送システムの応答速度について提案を求める。</p> <p>各種信号毎の応答速度とその計算書を提出すること。</p> <p>※応答時間の比の平均値(時間が短いほど優れている)で評価する。</p>	7	<p>各信号(接点信号、計測信号、積算信号、ON/OFF制御、設定値制御)の既設の応答時間との比の平均値(以下、「平均値」という。)を用いて、最上位者の平均値を1とした場合の、2位以下の数値の比に配点を乗じる方式とする。</p> <p>なお、応答時間の比の平均の算出は、小数第3位を切り上げとする。また、配点の算出は、小数第2位を切り捨てとする。</p> <p>A : 1位 (7点) B : 2位以下は1位との比率で配点 C : 既設の応答時間との比の平均値が1 (0点)</p>	様式 別紙2-2
3	情報伝送設備	構成	情報伝送設備の安全設計について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>ア)計測及び制御等の信号の追加・削除に伴う誤設定に対する安全設計 イ)誤設定を確実に検出できる機能</p> <p>※実現性及び有効性のある機能の個数で評価する。</p>	7	<p>A : 3個以上 (7点) B : 2個 (3.5点) C : 1個 (0点)</p>	様式 別紙2-3
4		機能	情報伝送設備のメンテナンス機能について提案を求める。	<p>計測及び制御等の信号の追加・削除の設定変更について提案を求める。</p> <p>※職員が容易に設定変更できる項目について評価する</p>	7	<p>A : 計測及び制御等の信号の追加・削除と工学値等のパラメータの設定が可能 (7点) B : 計測及び制御等の信号の追加・削除又は工学値等のパラメータの設定のどちらかが可能 (3.5点) C : 計測及び制御等の信号の追加・削除と工学値等のパラメータの設定のどちらも不可能 (0点)</p>	様式 別紙2-4
5	設計・施工業務に関する事項	ネットワーク	ネットワークの機能について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>ア)全体構成図より詳細なネットワークの構成図 代表局として、布施局、村野局、郡家局とする。</p> <p>イ)ネットワークの通信異常発生時の経路再構築 ただし、提案のあった伝送システムの応答速度に支障を与えないこととする。</p> <p>※通信異常の発生から、経路再構築完了までに要する時間(秒)(時間が短いほど優れている)で評価する</p>	5	<p>最上位者の数値(経路再構築に要する時間)を1とした場合の、2位以下の数値の比に配点を乗じる方式とする。</p> <p>なお、配点の算出は、小数第2位を切り捨てとする。</p> <p>A : 1位 (5点) B : 2位以下は1位との比率で配点 C : 要求水準書で示す経路再構築に要する時間と同じ (0点)</p>	様式 別紙2-5
6		無線回線の切替計画	全施設の無線回線の切替工程について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>ア)全施設の無線回線の切替計画 ・監視制御に影響する範囲が少ない切替 ・短時間での切替 イ)幹線系について無線設備の切替時の1ルートが停止する時間</p> <p>※無線設備の切替における通信の最大停止時間(時間)(時間が短いほど優れている)で評価する</p>	3.5	<p>A : 2時間未満 (3.5点) B : 2時間以上～4時間未満 (2.3点) C : 4時間以上～8時間未満 (1.2点) D : 8時間以上 (0点)</p>	様式 別紙2-6
7		現場施工	施工計画について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>なお、代表局として、泉大津ポンプ場の事業対象全ての設備について提案の対象とする。</p> <p>ア)①配置平面図(本設、仮設) ②施工フロー図 ③工程表 イ)施工計画の利点 ・作業効率の良い施工手順 ・他設備の点検、補修作業の動線の確保等</p> <p>※実現性及び有効性のある利点の個数で評価する</p>	5	<p>A : 3個以上 (5点) B : 2個 (2.5点) C : 1個 (0点)</p>	様式 別紙2-7
8	現場施工	施工計画について提案を求める。	<p>ア)に示す資料の提出を求めるとともに、イ)の観点から説明を求める。</p> <p>ア)品質管理計画 ・検査体制、確認方法 ・出来高管理 ・社内基準 イ)品質管理計画の利点 ・施工部署と設計部署との連携 ・施工の進捗状況の管理 ・施工内容の良否の確実な確認</p> <p>※実現性及び有効性のある利点の個数で評価する</p>	3	<p>A : 3個以上 (3点) B : 2個 (1.5点) C : 1個 (0点)</p>	様式 別紙2-8	

送水管理センターほか 伝送システム更新維持事業 総合評価にかかる評価項目及び評価基準

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目(審査の視点)	配点 (加算点)	加算点の評価方法	様式等
No.	分類	提案項目					
9	維持管理業務に関する事項	維持管理計画	維持管理計画について提案を求める。	長期にわたる維持管理計画(予備品リストを含む)について提案を求める。 ※部品供給(代替部品含む)の可能な期間(期間が長いほど優れている)で評価する	4	A :15年以上 (4点) B :10年以上~15年未満 (2点) C :9年以上~10年未満 (0点)	様式 別紙2-9
10		故障時対応	システムの異常時において、迅速な復旧を目的とした実施体制と故障時の対応について提案を求める。	多重無線設備、有線通信設備、情報伝送設備の故障調査が可能な保守拠点について提案を求める。 ※各設備の保守拠点から、送水管理センターまでの直線距離(距離が短いほど優れている)で評価する	3	各設備の保守拠点から送水管理センターまでの距離の合計の平均値 なお、距離の合計の平均値は、小数第1位を切り上げとする。 A :50km以内 (3点) B :100km以内 (1.5点) C :上記以外 (0点)	様式 別紙2-10
11	施工実績	優良な工事成績点の有無	大阪広域水道企業団又は大阪府水道部発注(単価契約によるものを除く。)の電気通信工事で、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点85点以上、80点以上84点以下、75点以上79点以下(以下、「優良な工事成績点」という。)と判定された実績の有無。 ※優良な工事成績点の加算点の複数行使は認めない。 優良な工事成績点による加算点は、当該成績を取得した対象工事毎に令和2年度において1回に限り申請することができる。ただし、申請者が今回の入札で落札候補者にならなかった場合には、今回の入札における落札候補者決定日以降に公告される工事に限り、再度、当該対象工事にかかる優良な工事成績点を申請することができる。 なお、今回の入札公告において申請した優良な工事成績点を用いて既に落札候補者になっている場合又は本工事の入札公告日から落札候補者決定日までの間に他の工事に申請していることが判明した場合には、その判明した時期により次の①~③の措置を行う。①落札候補者となる迄に判明した場合は本技術審査資料を無効とする。②落札候補者になった時点から落札決定迄に判明した場合は失格とする。③落札決定以後に判明した場合において、次年度の工事に本項目の加算点の申請はできないものとする。(次順位者以降の者が落札候補者となった場合についても同様に扱う。) ただし、対象となる入札公告が企業団の積により取り止めとなった場合は、取り止めとなった入札公告において行った加算点申請は無かったものとし、①~③の措置は行わない。 業種が「電気通信工事」で、かつ、発注金額が2億円以上の工事であることとする。ただし、工事公告等により発注金額が確認できない場合は、契約金額による評価とする。 優良な工事成績点を取得した対象工事であっても、平成23年4月1日以降に大阪広域水道企業団から入札参加停止の措置を受けた場合で、かつ優良な工事成績点を取得した対象工事の検査日が当該入札参加停止措置の期間の末日以前となっているときは、優良な成績点による加算点を付与しない。		0.3	①大阪広域水道企業団又は大阪府水道部発注工事における優良な工事成績点 ・85点以上(過去5ヶ年度の取得成績) (0.3点) ②大阪広域水道企業団又は大阪府水道部発注工事における優良な工事成績点 ・80点以上84点以下(過去5ヶ年度の取得成績) (0.2点) ③大阪広域水道企業団又は大阪府水道部発注工事における優良な工事成績点 ・75点以上79点以下(過去5ヶ年度の取得成績) (0.1点) ①~③の重複申請不可 最大0.3点	様式 別紙3-1
12		工事成績点に係る減点	大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)の電気通信工事で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点70点未満と判定された実績の有無。		-1	大阪広域水道企業団発注工事における工事成績点の減点 ・70点未満(過去1ヶ年度の取得成績点)	申請の必要なし
13		配置予定技術者(監理技術者)の担当工事成績	大阪府、又は大阪広域水道企業団発注(単価契約によるものを除く。)で、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に完成、引渡し完了した電気通信工事において、監理技術者として従事し、80点以上、75点以上79点以下の成績を取得した技術者の配置予定の有無。(配置予定技術者を複数記載している場合は、全員が80点以上の工事成績を有する場合80点以上の評価、全員が75点以上の工事成績を有する場合75点以上79点以下の評価。)		0.2	①大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・80点以上(過去5ヶ年度の取得成績) (0.2点) ②大阪又は大阪広域水道企業団発注工事における配置予定技術者の担当工事成績点 ・75点以上79点未満(過去5ヶ年度の取得成績) (0.1点) ①、②の重複申請不可 複数名記時は、全ての成績点が対象 最大0.2点	様式 別紙3-2
			加算点合計		50		